川崎区役所企画調整会議要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、川崎市区における総合行政の推進に関する規則（平成１８年規則第２９号）第７条の規定に基づき、川崎区役所企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構成）
第２条　企画調整会議は別表１に掲げる職にある者をもって構成する。
２　企画調整会議の議長は区長をもって充てる。
３　議長は、調整事案の内容により、企画調整会議に関係職員を出席させることができる。

（開催）
第３条　企画調整会議は、区長が主宰し、随時開催するものとする。

（調整事案）
第４条　企画調整会議で調整する事案は、次のとおりとする。
(1)区の課題に関すること。
(2)川崎区地域課題対応事業に関すること。
(3)区役所業務に係る区民サービスの向上に関すること。
(4)区役所業務に係る市民要望、陳情事項等に関すること。
(5)各局から依頼される区に係る事業計画策定等に関すること。
(6)その他区長が特に必要と認める事項に関すること。

（幹事会）
第５条　企画調整会議の円滑な運営を図るため、調整事案の整理、各部署間の事前調整を行う幹事会を置く。
２　幹事会は別表２に掲げる職にある者をもって構成する。

（庶務）
第６条　企画調整会議の庶務は、まちづくり推進部企画課において処理する。

（その他必要な事項）
第７条　この要綱に定めるもののほか、企画調整会議の運営に関する事項は、区長が定める。

附　則
この要綱は、平成１５年５月６日から施行する。

この改正要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成１７年５月１日から施行する。

この改正要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この改正要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表１

役　職　名
区長
副区長
区民サービス部長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
大師支所長
田島支所長
道路公園センター所長
まちづくり推進部総務課長

別表２

役　職　名
まちづくり推進部企画課長
まちづくり推進部地域振興課長
区民サービス部区民課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長
大師支所区民センター室長
田島支所区民センター室長
道路公園センター担当課長〔管理〕
その他区長が命じる職員